

ID: 66

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	長門市基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則 第14条		
例規番号	平成17年規則第84号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (登録の取消し)  第14条 市長は、登録事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 登録事業者が指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。</li> <li>(2) 登録事業者が第3条第2項、第3項又は第4項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。</li> <li>(3) 登録事業者が特例介護給付費の請求に関し不正があったとき。</li> <li>(4) 登録事業者等が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</li> <li>(5) 登録事業者等が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</li> <li>(6) 登録事業者が不正な手段により第3条に規定する登録を受けたとき。</li> </ol> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 28 年 3 月 31 日